

実験動物飼養保管等基準解説書研究会

開催要領

平成27年12月10日

最終改正：平成29年5月17日

環境省自然環境局

1. 目的

「実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年総理府告示第6号）」については、平成17年の「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」の改正に伴って「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下、「基準」という。）」として新たに制定した。その後、平成24年の法改正の際にも基準が一部改正され、「公表」及び「外部制度管理」等の項目が追記されているところである。

一方、基準の解説書については、昭和55年の告示時に解説書が作成されて以降改訂がなされていないことから、今般、解説書の改訂に関する検討を行うものである。

2. 構成

- (1) 研究会は、実験動物に関する研究者等で環境省自然環境局長が委嘱した委員をもって構成する。
- (2) 委嘱期間は、承諾の日から平成30年3月31日までとする。

3. 委員長

- (1) 研究会には、委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員の互選によって選出する。
- (3) 委員長は、研究会の議事運営にあたる。
- (4) 委員長に事故がある時には、副委員長がその職務を代行する。
- (5) 副委員長は、委員長が指名する。
- (6) 副委員長は、委員長の補佐を行う。

4. 臨時委員等

研究会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を委員長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

5. 検討事項

研究会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 実験動物飼養保管等基準の解説書作成
- (2) その他研究会の目的を達成するために必要な事項

6. 会議等

- (1) 会議は、非公開とする。

- (2) 会議資料及び議事概要については、会議後、環境省ホームページに掲載する。ただし、研究会において特に必要があると認めた資料等については、非公開とすることができます。

7. 庶務

研究会の事務局は、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に置く。

8. その他

この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成27年12月10日から施行する。

平成28年2月15日一部改正 研究会名称の変更等

平成29年5月17日一部改正 委嘱期間の延長